

# 第3回千葉県内水面漁場管理委員会議事録

1 日 時 令和7年6月25日（水） 午後1時25分から

2 場 所 プラザ菜の花3階「菜の花」

## 3 出席者

委 員 立岡 大助、粕谷 清、出山 輝夫、勝矢 久、大堀 潔、  
村尾 真一、戸澤 優之、高井則之、吉富 友恭、小倉 久子  
水 産 課 坂本副課長  
篠原漁業調整班長、高橋技師  
漁業資源課 大槻副課長  
赤羽資源管理班長、吉田技師、黒田技師  
水産事務所 銚子：末永所長、山下課長、泰永技師  
館山：迫所長  
勝浦：荒井所長、庄司課長

水産総合研究センター内水面水産研究所 藍所長

事 務 局 永野副技監、高山副主査、川口副主査

## 4 議題

- (1) 内水面における水産動植物の採捕の許可の有効期間について（諮問）
- (2) 内水面における水産動植物の採捕の許可方針について（協議）
- (3) 千葉県内水面漁場管理委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正について
- (4) 令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について
- (5) その他

## 5 審議経過

【永野副技監】

それでは、定刻前でございますが、皆さんお揃いでございますので、ただ今から第3回千葉県内水面漁場管理委員会を開会いたします。

それでは、立岡会長から御挨拶をお願いいたします。

### 【立岡会長】

委員の皆様方におかれましては、第3回千葉県内水面漁場管理委員会へ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

梅雨に入りまして、本日もそうですけども、特に湿度の高いじめじめした日となりまして、皆様におかれましては御自愛いただき、お健やかにお過ごしいただきたいと思っております。

さて、このたび県の方では、令和6年度漁期のシラスウナギの採捕量の取りまとめをされまして、それによりますと、採捕量は2,283キロと、前年度漁期の約3倍と、豊漁となったそうでございます。また、他県におきましても同様に、近年ない漁獲があつたというふうに報道がされているところでございます。本県のみならず、我が国各河川におけるウナギの資源の増大が期待されるところでございます。

さて、本日の委員会でございますけども、「内水面における水産動植物の採捕の許可の有効期間と許可方針に係る諮問・協議」、「委員会規程の一部改正」、また、10月に予定されております本県での「東日本ブロック協議会について」、合計4題議題が予定されております。いずれも重要な案件でございますので、よろしく御審議くださいますようお願ひいたします。

簡単ではございますけども、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

### 【永野副技監】

ありがとうございました。

本日の委員の出席状況を御報告申し上げます。委員定数10名全員の出席をいたしておりますので、漁業法第173条で準用する第145条によりまして、過半数以上の出席になります。本日の会議が成立していることを御報告申し上げます。

次に議長でございますが、委員会会議規程第3条によりまして、立岡会長にお願いいたします。

### 【立岡会長】

それでは、議事を進行させていただきます。

まず本日の議事録署名人ですが、委員会会議規程第10条の規定によりまして、

私から指名をさせていただきます。大堀委員さんと吉富委員さん、それぞれよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。

第1号議案「内水面における水産動植物の採捕の許可の有効期間について（諮問）」ですが、続きます第2号議案「内水面における水産動植物の採捕の許可方針について（協議）」と関連がございますので、一括審議としたいと考えますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【立岡会長】

ありがとうございます。異議なしということでございますので、第1号議案と第2号議案につきましては、一括審議とさせていただきます。

まず、事務局から朗読をお願いします。

【高山副主任】

（朗読）

【立岡会長】

続きまして、漁業資源課から説明をお願いします。

【赤羽班長】

漁業資源課資源管理班、赤羽です。1号議案と2号議案について一括して御説明いたします。

本件につきましては、しじみ船びき網を除く内水面における水産動植物の採捕許可が、7月31日をもって有効期間満了となることから、第1号議案では、千葉県漁業調整規則第33条第5項の規定により許可の有効期間について諮問を、第2号議案では許可方針の改正について協議をさせていただくものです。

初めに、内水面における採捕許可の種類について説明いたします。資料の30ページから31ページを御覧ください。

現在、しじみ船びき網を除く内水面の採捕許可では、図でお示しした14の漁具漁法について、その性質ごとに5つの許可方針を定めております。内訳としては、四手網、かぶせ網、投網、すくい網をまとめた内水面水産動植物採捕許可方針、うなぎ簾と地びき網それぞれの許可方針、刺し網、柴漬、おだ、せん及びはえ縄を一まとめにした許可方針、ふくろ網、張網及び建干網をまとめた許可方針の合計5つとなります。それぞれの許可方針につきましては、先ほど事務局から朗読がありましたが、資料の7ページから27ページにお示ししております。

次に、許可と採捕の状況について説明いたします。資料の28ページを御覧ください。

こちらの表では、許可の一斉更新があった年の4月1日時点での、漁具漁法ごとの許可件数を過去3年ごとにまとめております。平成16年以降、3年ごとの許可件数の総数はおおむね1,000件前後で推移していましたが、令和4年以降は減少傾向にあり、令和7年4月1日時点においては、合計で664件の許可を発出しております。

続きまして、資料の29ページを御覧ください。こちらは提出された採捕結果報告を取りまとめたものになります。

県へ実績を報告する時期が、各許可方針により、有効期間終了後ひと月以内と定められていることから、現在許可を受けている採捕者からの報告書の提出は、許可の有効期間の満了日である令和7年7月31日以降となり、現時点ではまだ提出がありません。したがって、こちらには、前回許可方針が更新された令和4年7月31日までの報告書をまとめたものを添付しております。

こちらの表では、漁具漁法ごとに3年の許可方針を1年単位で取りまとめたものになっております。左から、令和元年8月1日から令和2年7月31日までの間における採捕件数、総採捕日数、総採捕量、1日当たりの採捕量、許可1件当たりの採捕日数及び採捕量を示しており、その後の期間が同様に右に続きます。最下段の合計を見ていただきますと、1日当たりの採捕量は3か年とも1キロで推移しており、許可1件当たりの採捕量は13から17キロとなっております。許可1件当たりの採捕量はおおむね横ばい傾向です。

それでは、第1号議案について説明させていただきます。資料の2ページから3ページを御覧ください。

第1号議案は、内水面における水産動植物の採捕許可について、資料に示した14の採捕の種類に係る許可の有効期間を諮問するものになります。これまで、許可事務の

円滑化や採捕に係る調整上の観点から、許可の満了日をそろえ、有効期間は3年以内と定めてまいりました。今回の更新に当たりましても、同様の理由から許可の有効期間を3年以内とし、許可の日から令和10年7月31日までと改めたいと考えております。

続いて、第2号議案について説明いたします。資料の6ページを御覧ください。

第2号議案では、5つの許可方針の内容について協議するものです。7ページから27ページにかけて、5つの許可方針と採捕結果報告書の様式及び新旧対照表を順番に添付しております。このたびの改正点は、5つの許可方針に共通したものとなっております。

10ページの新旧対照表を御覧ください。内水面水産動植物採捕許可方針を例に説明させていただきます。

初めに、新旧対照表の中ほどにある第8条「条件」及び第9条「採捕結果報告書」の部分を御覧ください。ここでの改正については、採捕結果の報告義務を、許可方針から許可の条件に位置づけようとするものです。

現在の採捕許可では、許可方針に結果報告に関する規定はありますが、強制力がありませんでした。一方、漁業法に基づく漁業の許可や漁業調整規則に基づく特別採捕許可では、法令等に基づき、許可受有者に対して報告義務を課しているところです。本県では、採捕許可受有者に対する文書通知等により採捕結果報告書の提出を指導しているところですが、今回の改正において、新たに許可の条件に付することで強制力を持たせることに加え、許可証に記載されることで許可受有者に対する指導、周知がしやすくなることが期待されます。

次に、その他所要の規定の整備に係る事項について説明いたします。

資料上段の第6条「許可の有効期間」では、機械的な時点修正の改正が不要となるよう、県の漁業の許可方針の規定通りに合わせて見直すものになります。

また、下段の第11条「試験研究等の適用除外」では、県漁業調整規則の規定による特別採捕許可であることを明確化するよう見直しを行うものです。

すいません、ここで一点、資料の修正について説明したいと思います。資料22ページを御覧ください。

刺し網、柴漬、おだ、せん及びはえ縄による採捕許可方針の新旧対照表の中で、改正後の第9条のところが前条（4）と記載されておりましたが、正しくは（5）になります。大変申し訳ございませんでした。訂正をお願いいたします。

以上で、1号議案と2号議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願ひいたします。

【立岡会長】

ただいま、議案の朗読と説明が終わりました。これより質疑に入ります。何か御意見、御質問がございましたらお願ひいたします。

吉富委員さん。

【吉富委員】

新旧対照表の10ページなんですけれども、11条のところ、このような記載に変わったということで、もともとの改正前の「試験研究又は教育実習のための」と書いてある教育実習というのは、この新しい方には許可の対象に含まれているんでしょうか。

【立岡会長】

資源課お願いします。

【赤羽班長】

ここにつきましては、現在、県の漁業調整規則第48条で試験研究等の許可、特別採捕許可が規定されておりますので、この部分で読み込めるものになっております。

【吉富委員】

入っているということですね。

【赤羽班長】

はい。

【吉富委員】

ありがとうございます。

**【立岡会長】**

そういう理解でいいんですよね。つまり、吉富委員さんが質問したのは、改正前には「試験研究又は教育実習」という字句が書いてありますが、改正後は教育実習という単語がなくなっているけど、そこはどうですかという意味です。これは「試験研究等」の「等」に教育実習は入ると、そういう理解でよろしいんですよね。

**【赤羽班長】**

はい、含まれております。

**【立岡会長】**

ほかにいかがでしょうか。よろしいですかね。

特ないようでございますので、質疑を終了し、これより採決に入ります。議案ごとに採決を行いたいと思います。

初めに第1号議案「内水面における水産動植物の採捕の許可の有効期間について」、原案に賛成の委員は举手をお願いいたします。

(举手全員)

**【立岡会長】**

举手全員。第1号議案は原案のとおり可決・決定いたします。

続きまして、第2号議案「内水面における水産動植物の採捕の許可方針について」、原案に賛成の委員は举手をお願いいたします。

(举手全員)

**【立岡会長】**

举手全員。第2号議案については、原案のとおり可決・決定といたします。

次に、第3号議案「千葉県内水面漁場管理委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正について」を上程します。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

## 【川口副主査】

事務局の川口と申します。改正案の内容等を御説明させていただきます。本日お配りしておりますお手元の資料1を御覧ください。

初めに本件の概要ですが、千葉県内水面漁場管理委員会の所管する事務に係る申請・届出その他の手続をオンライン等により行う場合に係る必要な事項については、「千葉県内水面漁場管理委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程」に規定しております。

このたび、国において、デジタル技術の効果的な活用を推進するため、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に係る主務省令が令和5年12月に改正されました。こちらを踏まえまして、当該規程について、国の主務省令の改正内容に準じた改正を行うとともに、処分通知等の電子化を促進するため、一部改正を行うものとなっております。

次の1の規定の改正案の内容につきましては、(1)から(3)までの3点ございます。

まず1つ目が、アナログ規制見直しへの対応です。電磁的記録の作成等を行う手段について、従来の磁気ディスク等に限らず広く対象となるよう「電磁的記録媒体」に改めることにより、クラウドサービス等の利用が可能であることを明確にしております。

2つ目が電子署名の定義の整理です。当該規程で規定されている手続等に用いられる電子署名につきまして、国と地方公共団体の2種類の署名が利用可能であることを明確にしております。

最後に3つ目が、処分通知等を行う電子署名に係る要件の緩和です。具体的な緩和内容につきましては、資料に記載の①から③となっておりまして、まず①は、第三者が県に代わって署名を行う立会人型電子署名の利用を可能にするため、電子証明書の添付の規定を見直しています。②は、軽微な内容の書面通知等について、電子署名を省略可能にしております。③が、一定の要件の下、電子署名と同じ程度の確認機能を有する措置を電子署名に代替することができる規定を設けております。

なお、②及び③につきましては、国の主務省令の改正内容には含まれておりませんが、処分通知等の電子化を促進するために改正を行う事項となっております。

2の施行予定日につきましては、令和7年7月1日を施行予定日としております。

なお、当該規程の一部改正につきましては、県の手続上パブリックコメントの実施

が必要となっていましたので、令和7年4月24日から5月23日まで意見を募集いたしましたが、県民からの意見はございませんでした。

事務局からの説明は以上となります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

【立岡会長】

朗読と説明が終わりましたので、質疑に入ります。何か御意見や御質問がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

特ないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第3号議案「千葉県内水面漁場管理委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正について」、原案に賛成の委員は举手をお願いいたします。

(举手全員)

【立岡会長】

举手全員。第3号議案は可決・決定いたします。

なお、本件につきましては、先ほど事務局から説明がございましたけども、県報に公示する必要がございます。公示に当たり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要となった場合につきまして、私と事務局に御一任をいただきたいと思いますけども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【立岡会長】

ありがとうございます。異議なしということでございますので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、第4号議案「令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いします。

**【永野副技監】**

(朗読)

この後、事務局の方から報告しますが、去る5月30日に開催されました全国内水面漁場管理委員会連合会、以降、全内漁管連と略させていただきますけれども、その令和7年度通常総会におきまして、令和7年度の事業計画が承認されてございます。その事業計画の中で、今年度の各ブロック協議会の幹事県、つまり開催県の方が決定されております。今年度の東日本ブロックの幹事県が千葉県に正式に決定されましたがことを受けまして、本第4号議案において、ブロック協議会の運営方法等につきまして、委員の皆様に御協議いただくものでございます。

それでは、会議資料に沿って御説明いたしますので、資料の40ページを御覧ください。

まず「1 会議の趣旨」でございますが、全国を3つのブロックに区分いたしまして、各ブロック内で各県の持ち回りの下、毎年度協議会を開催しております。本年度の東日本ブロックは千葉県が幹事県となってございます。会議は、内水面漁場における総合的利用の在り方や直面する諸課題等につきまして、情報交換と解決方策等を協議・検討するとともに、会員相互の連携を密にすることを目的とした会議となってございます。

「2 主催者」でございますけれども、全内漁管連でございますけれども、3の幹事県が千葉県に決まりましたので、開催に関する事務や文書の発送、資料の取りまとめ等、ブロック会議に関する事務全般につきまして、千葉県が主体となって執り行うこととなっております。

「4 開催日」でございますけれども、会議場の空き状況や、ほかのブロック協議会との調整から、令和7年の10月28日火曜日から29日水曜日で設定することで、全内漁管連と調整済みでございます。日程はこれで決定となります。

続きまして、5の収集範囲でございますけれども、北海道から神奈川県までの13都道県の漁場管理委員及びその事務局職員で、さらにこのメンバーに、全内漁管連の会長県であります鹿児島県の事務局と、全内漁管連の漁場管理対策検討会の座長でございます長崎県の事務局等、総計50名程度の出席者となる見込みでございます。

また、来賓につきましては、例年、水産庁の内水面漁場管理委員会を所管しております、水産庁資源管理部管理調整課に御出席を依頼してございます。また、今年度は

千葉県がホスト県となりますので、県執行部である千葉県農林水産部水産局長にも御出席を依頼してございます。

続きまして「7 会場」でございますけれども、毎年度、1日目にブロック協議や講演を行う会議と情報交換会を行いまして、2日目に現地視察を行う2部構成となっております。今年度も同様の構成で運営してまいりたいと考えております。50名規模の会議場が必要であること、それと、遠方より御参加いただく委員の方々の宿泊も考慮いたしまして、千葉市内の京成ホテルミラマーレを、会場及び主な宿泊場所として選定しました。

また、2日目のバスによる視察につきましては、帰りのことを考慮し、コンパクトに回れる半日程度のコースといたしまして、京成ホテル前から印旛沼方面を想定したコースで調整したいと事務局では考えてございます。視察の詳細につきましては、この後の全体の流れの後に説明させていただきます。

続きまして、8番目、本県の内水面漁場管理委員の皆さんの対応でございますけれども、委員全員の皆様に対しまして、開催通知を発出いたしまして、御出席をお願いしたいと考えてございます。会議後の意見交換会と2日目の現地視察につきましては、希望者の方の参加とさせていただきます。しかしながら、本年度は、千葉県はホスト県の位置付けになりますので、できる限り参加していただけたらと考えております。

ページを41ページに移っていただきまして、次に協議会の概要でございますけれども、北海道や鹿児島県から御参加いただく方もおりますので、例年と同様に午後2時頃から受け付けを始めまして、会議自体の開始を午後2時半頃からの段取りを考えております。

主な議事の項目といたしましては、例年、1つ目として、次年度、つまり令和8年度の中央省庁に対する提案項目案について、2つめは、ブロック内照会の協議事項について、3つ目として、次の開催県、次の当番県は秋田県の輪番となっておりますので、その確認ということになります。その後、休憩を挟みまして、講演を行いたいと考えております。

現在、講演については2題目ほどを想定しております、1つ目は、行政トピックスとして外来魚関係を1題、2つ目として資源の増殖関連の話題提供を考えてございまして、現在調整中でございます。

また、講演の終了後、チェックインの手続の時間として1時間ほど時間を取りまし

て、午後6時頃から情報交換会を、京成ホテルミラマーレ内で実施したいと考えてございます。

情報交換会では、せっかくの機会ですので、千葉県産の内水面の水産物を提供させていただきまして、御賞味いただきたいと考えております。品目の一つとして、手賀沼漁業協同組合さんで養殖されているホンモロコ、それと、千葉ブランド水産物の認定品でございます木更津おかだちサーモンを、それぞれ少量ですけれども、提供する方向で調整を始めております。

続きまして、2日目の視察の行程につきましては、まずはホテルミラマーレ前を8時過ぎぐらいに出発いたしまして、佐倉市内にございます水産総合研究センターの内水面水産研究所を訪れまして、県内の内水面漁業の現状や内水面に係る試験研究について、簡単な御講演いただくとともに、場内の見学を行っていただきます。

その後、車で15分ほどの佐倉ふるさと広場の方に移動していただきまして、護岸の前面にヨシ等の植生帯を整備した、水生植物群落の保全・再生などの、生物多様性に配慮した水辺環境の整備について事例を視察していただきます。

その後、車で30分ほど走って、印旛沼の西沼から北沼に移動しまして、出山委員が所属しております印旛沼漁協のレストランで昼食を取っていただきまして、その後、千葉市内に戻りまして、午後2時頃から2時半くらいを目途に、JR千葉駅周辺で解散するといった行程を考えております。

以上が、現段階の会議スケジュールや視察の行程の案でございます。今後、全内漁管連とも連携いたしまして、準備を進めてまいりますが、準備を進めるに当たりまして、委員の皆様のから御意見等を頂きながら進めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。御協議をよろしくお願ひいたします。

### 【立岡会長】

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入りたいと思います。何か御意見、御質問ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょう。

今年、本当に千葉県が当番ということで、ホスト県になるわけですけども、北海道から長崎、鹿児島、各地からいらっしゃるということですけど、やはり遠方からいらっしゃるんで、会議の会場は足のことを考えて、千葉市で会議をやると。そこからバスで移動するというと、視察先は限定されるということで、今回、案としては印旛

沼周辺というところで、試験場含めて、一応案を作つてあるということでございます。

昨年ブロック協議会に出席された勝矢委員さん、何かありますか。

【勝矢委員】

勝矢です。去年、山形の方へ代表で参加してきました。山形市内でのホテルで会議行いました、去年の場合は提案項目に関する会議があつて、その後、市内から日本海の方まで、高速を使ってバスで半日ほど走り、サケが遡上する河川で、サケを採捕して、腹割いて、卵を絞り出してというような、孵化施設を見させてもらいました。その代わり、やっぱ距離があったので、バス移動が長くて、お昼は、昼食は勝手に取ってください、帰ったら解散ですという形だったんで、なるべくだったらコンパクトの方がいいなと。

それと、前の晩、初日の情報交換会のときに、神奈川県や東京などの千葉県近郊の人と同席しましたが、館山とか、南の方を希望する意見もあったんですけど、現状を考えるとコンパクトにということで。空港が近いというのはすぐ帰れるということで、次の日の視察が、やっぱり山形行ったときも、次の日は出られませんという人が結構いたんですけど、このルートだったら参加者がほとんど来られるんじゃないかなと。2時から2時半にここへ着けば、東京へ行っても、羽田行っても、成田行ってもどうにかなるんじゃないかなと思います。

以上です。

【立岡会長】

ありがとうございます。昨年の事例ということで、今、勝矢委員さんの方から説明いただきましたけど、北海道からだと多分、飛行場、羽田を起点として考えなきやいけないですし、電車の方は東京駅になりますから、両方を考えると、やはり千葉市でやるのがいいのかなというところで、こういった案になっていますけども。

あと、印旛沼漁協さんでは、漁協さんでレストランをされており、ウナギの養殖もされていますので、県内の内水面水産物を食べて知つていただくという面でも、視察の一つに組み込んで、漁協さんのレストランで昼食を取つていただくもいいのかなと思います。

何かございますか。特にないようであれば、質疑のほうを終了させていただきたい

と思います。

第4号議案「令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について」、原案を基に、さらに事務局のほうで準備を進めていくということでおろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

### 【立岡会長】

ありがとうございます。では、本案を基に、事務局においては、さらに協議会の開催に向け、準備を進めるようお願いをいたします。

次に、議題の5「その他」ですけども、皆様から何かございますでしょうか。

特になければ、本日の議題を全て終了といたします。

次に、会議次第5の「その他」ですけども、皆様から何かございますでしょうか。

特になれば、事務局より報告をお願いいたします。

### 【高山副主査】

それでは、事務局から御説明させていただきますので、今お配りしています、右上に資料2と書かれた全内漁管連の通常総会議案、こちらの資料を御覧ください。

先ほど4号議案のところでも触れたところですが、令和7年5月30日、東京都で開催されました、全内漁管連の通常総会の資料の一部抜粋したものでございます。全内漁管連から国に対する令和7年度の提案書、こちらの資料が、この案のとおり可決・決定されました。

資料の6ページを御覧ください。こちらが提案書の前書きになります。昨年度、当委員会からは、前書きの部分に、内水面漁業が地域に根差した水産物の供給機能、河川湖沼の多面的機能の保全など、国民生活と密接に連携している、その重要性を総括的に記載してはどうかという御提案がございまして、東日本ブロック協議会の方に提案したところでございます。今回、この提案書の上段に書いてあります下線の部分、こちらの下線部のとおり文言のほうが追加されまして、当委員会の意見が反映されたことを御報告いたします。

なお、こちらの提案書の、下線部の部分につきましては、昨年度9月に全内漁管連

から示された提案書の案から、各都道府県の意見及びアンケート結果が反映されて、変更された箇所になります。

また、千葉県に関する箇所としまして、13ページを御覧ください。「河川湖沼環境の保全及び啓発について」の項目の4、外来植物の分布拡大の対策についての項目になりますが、ナガエツルノゲイトウが外来植物として例示として追加されております。

このほか、提案書の内容につきましては、後ほど御確認いただければと思います。

最後に、この提案書による主要省庁への要望活動につきましては、7月頃、全内漁管連の役員により行うという御説明がございました。

以上で説明を終わります。

**【立岡会長】**

ただいまの報告ですけども、何か御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特になければ、事務局より事務連絡をお願いします。

**【高山副主査】**

(事務連絡)

**【立岡会長】**

それでは、これをもちまして、第3回千葉県内水面漁場管理委員会を閉会とします。皆様、ありがとうございました。

午後2時34分　閉会